

身体的拘束適正化のための指針

医療法人 健秀会
戸田市立介護老人保健施設

1 理念

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻害するものである。

当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2 基本方針

- ①身体拘束を適正化することを目的として「身体拘束廃止委員会」を設置する。
- ②当施設においては、サービス提供にあたり、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。
- ③緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合
本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束しないリスクの方が高い場合で、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合には、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- ④日常ケアにおける留意事項
身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。
 1. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
 2. 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 3. 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携で個々に応じた丁寧な対応を致します。
 4. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
 5. 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

3 委員会の設置

身体拘束廃止委員会は、3か月に1回開催し、次のことを検討する。

1. 高齢者虐待・身体拘束等に関する規定およびマニュアル等の見直し。
2. 利用者の身体拘束ゼロを目指し、利用者に対し身体拘束をすることがないように、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等を実施。
3. 「身体拘束」が発生した場合において、状況、手続き、方法について多職種で検討し、適正に行われているかを確認する。
4. 身体拘束廃止に関して、職員全体への研修の企画・実施。
5. 施設内でのケアの見直しを実施し、利用者に対して適切なケアが実施されているかを検討する。

◎身体拘束廃止委員会の構成委員

- ・施設長
- ・事務長
- ・リスクマネージャー（RM）
- ・セーフティマネージャー（SM）
- ・介護支援専門員
- ・支援相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・栄養士
- ・リハビリ職員

その他、必要に応じ委員を指名する。

◎身体拘束廃止委員会の開催

- ・委員会は、3か月に1回開催する。
- ・利用者に拘束の必要が生じた場合、または利用者の生命・身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、多職種連携での委員会を開催できないことが想定される。そのため、緊急カンファレンスとして可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。

4 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施する。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

(1) 3つの要件を全て満たすことが必要

以下の3つの要件全て満たす状態であることを、「身体拘束廃止委員会」「緊急カンファレンス等で検討、確認し記録しておく。

切迫性 … 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性 … 身体的拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

一時性 … 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

(2) 5つの基本ケアを徹底する

5つの基本的ケア

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況を作らないようにすることが重要である。

①起きる

人は座っている時、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることが分かるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

②食べる

食べることは人にとっての楽しみ、生きがいであり、脱水予防・感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、オムツを使用している人については随時交換が重要である。オムツに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「オムツいじり」などの行為に繋がることになる。

④清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であれば痒みの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤活動する

その人の状態や生活歴に合った良い刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽・工芸・園芸・ゲーム・体操・家事・ペット・テレビなどが考えられる。言葉による刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよその人らしさを追求するうえで心地よい刺激が必要である。

(3) 身体拘束の対象となる行為を理解する

介護保険指定基準において身体拘束の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(4) 身体拘束が必要と判断された際の対応フロー

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。

カンファレンスで確認した内容を身体拘束廃止委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合は、目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する同意書を作成する。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性および利用者の状態等を確認・説明し、同意を得た上で実施する。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その対応および時間、日々の心身の状態等の観察、やむを得なかった理由等を記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④拘束の解除

③の記録と身体拘束廃止委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

その場合には、本人、家族に報告する。

6. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

7. その他、身体拘束の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識を持ち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか
- ・認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の施策、手段はないのか

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務である。

2018年6月1日 施行
2024年 4月1日 改訂